

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市下水道条例の一部改正）

第1条 藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項第1号中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

（藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例（平成7年藤沢市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

（藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号ア及び第3条第1項第1号中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、消費税法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。